

株式会社フレアコーポレーション
あんずケアプランセンター

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1 事業者の表示

法人名	株式会社 フレアコーポレーション
代表者	代表取締役 山本 康二
所在地	兵庫県川西市小花1丁目12-16
主な実施事業	・訪問介護事業 ・通所介護事業 ・福祉用具貸与事業
設立年月日	平成 9年 8月 8日
電話番号	072-767-1151
FAX番号	072-767-1152
インターネットアドレス	http://www.furea.jp/

2 事業所の表示

事業所名	あんずケアプランセンター
介護保険指定番号	2873101618
所在地	兵庫県川西市小花1丁目12-16
電話	072-758-7615
FAX番号	072-757-1073
開設年月日	平成 23年 7月 1日
営業日	月曜日 ～ 金曜日(土・日曜、12/30～1/3 休業)
営業時間	8時30分 ～ 17時30分
営業時間外 (緊急連絡先)	転送電話で担当者の携帯電話に繋がります。 ターミナルケアマネジメント時には24時間連絡の出来る体制の確保

3 事業所の責任者

職名	職務内容
管理者	介護支援専門員 守殿美佐子

4 事業実施地域

通常サービス提供地域	川西市・池田市・宝塚市
------------	-------------

*上記地域内では交通費はサービス利用料に含まれております。

上記以外の地域の方は、下記の通り通常の実施地域を越えた地点から徴収していません。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 30km 未満 1,000 円
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 30～50km 未満 1,500 円
- ③ 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 50km 以上の場合は 10km ごとに 300 円加算

5 当事業所の目的及び運営方針

(1) 事業所の目的

あんずケアプランセンター川西(以下、「事業所」という)の介護支援専門員が要介護者からの相談に応じ、要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(2) 運営方針

- 1 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、保険者、他の在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請行われているか否かを確認し、その支援も行う。
- 6 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行う。
- 7 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(厚生省令第38号、平成11年3月31日付)を遵守する。

6 従業員体制

職種	職務内容	人数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 1名

7 サービス内容と料金

(1) サービス内容

- 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
 - 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当該業者にお知らせください。
 - 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者に意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行うものとします。
- 居宅サービス計画の作成開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

その際、利用者に提供されるサービスが、特定の種類、特定の事業者に不当に偏りすることのないよう、公正中立に行います。

 - 複数サービス提供事業者等の紹介
利用者は、介護支援専門員に対して複数のサービス提供事業者等の紹介を求める事ができます。
 - サービス提供事業者等の選定理由の説明義務
利用者は、介護支援専門員が居宅サービス計画に位置付けたサービス提供事業者の選定理由の説明を求めることができます。
 - 医療機関への介護支援専門員に係る状況提供
利用者が医療機関に入院した場合は、担当介護支援専門員の氏名・連絡

先等を医療機関の提供して下さい。

4) 医療機関への利用者にかかる情報の提供

介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報に提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況にかかる情報のうち必要と認めるものを、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

5) 前6月間に居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等の割合などについて別紙のとおり

※ 指定居宅介護支援の利用開始に際し、前6月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、「訪問介護等」と言う。)がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合について文書により説明・交付を行います。

・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等毎の回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されてたものが占める割合について文書により説明・交付を行います。

3 その他、事業所の責務について

① 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	守殿美佐子
-------------	-----	-------

2) 成年後見制度の利用を支援します。

3) 苦情解決体制を整備しています。

4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

5) 家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

② 暴力団の排除

運営について、暴力団の支配を受けません。

③ ハラスメント対策

就業環境が害されることを防止するための方針を明確化します。

④ 感染症予防及びまん延防止

当事業所において感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じます。

⑤ 非常時災害発生時の対応

非常時において早期にサービスの提供が再開出来るよう支援の連携体制の構築に努めます。

- 4 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 5 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

(2) 利用料金

(1) 居宅介護支援費

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの 利用者の数が40人未満 の場合	居宅介護支援費Ⅰ 1086 単位	居宅介護支援費Ⅰ 1411 単位
〃 40人以上60人未 満の場合において、40 以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 544 単位	居宅介護支援費Ⅱ 704 単位
〃 60人以上の場合 の場合において、60以 上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 326 単位	居宅介護支援費Ⅲ 422 単位

加 算	加算額	算 定 回 数 等
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位	入院当日中に、職員に必要な情報提供をした場合(1月に1回を限度)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位	入院後3日以内に、職員に必要な情報提供をした場合(1月に1回を限度)
退院・退所加算(カンファレンス参加無)連携1回目	450 単位	入院等をしてしていた者が退院等した場合(入院等期間中2回を限度)
退院・退所加算(カンファレンス参加無)連携2回目	600 単位	
退院・退所加算(カンファレンス参加有)	600 単位	入院等をしてしていた者が退院等した場合(入

加有)連携1回		院等期間中3回を限度)
退院・退所加算(カンファレンス参加有)連携2回	750 単位	
退院・退所加算(カンファレンス参加有)連携3回	900 単位	
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	その死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上利用者の居宅を訪問記録し、主治の医師及び供託サービス事業者に提供した場合。 24 時間連絡のできる体制の確保。
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	病院等の求めにより、病院等職員と居宅にてカンファレンスを行う場合(一月に二回を限度)
通院時情報連携加算	50 単位	・利用者1人につき1月1回の算定を限度 ・利用者が医療機関において医師又は歯科医師の診療を受ける際に介護支援専門員が同席し、利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
特定事業所加算(I)	519 単位	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
特定事業所加算(II)	421 単位	
特定事業所加算(III)	323 単位	
特定事業所加算(A)	114 単位	

* 居宅介護支援事業所と併設・隣接している建物に居住する利用者へのケアマネジメントは所定単位数の95%を算定する。

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月毎に要介護度に応じた利用料を全額自己負担頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。当社のサービス提供証明書を後日、市役所介護保険課の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

* 保険適用外部分については、料金を改定する際には、1ヶ月以上前に文書で連絡いたします。

(3) 解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) 訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安は、利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回です。

利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

8 サービス提供の手順

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

介護支援専門員は身分証明書を携行し、初回訪問時および利用者又はその家族から求められたときは提示します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合文章でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア、利用者が介護保険施設に入所した場合。

イ、介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要支援1、要支援2及び非該当(自立)と認定された場合。

ウ、利用者が死亡した場合

④その他

利用者や家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

コメントの追加 [ks1]: 利用申し込み→サービス提供→
利用料支払いまでの手順 記載例

9 相談窓口

*当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所管理者 守殿美佐子 電話 072-758-7615

*川西市福祉部地域福祉課(指導監査担当)

電話 072-740-1172

*兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険課

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 センタープラザ16階

電話 078-332-5601

10 担当者の変更

① 選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当訪介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対し介護支援専門員の交代を申し出ることができます。その際には、当事業所の相談窓口までお申し付け下さい。

② 介護支援専門員の交代により、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮いたします。

11 秘密の保持

- ① 当事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ② 当事業所は、介護支援専門員その他の従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じます。
- ③ 当事業所はサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書により得ます。

12 家族等への連絡

希望があった場合には、利用者への連絡と同様の通知を家族等へも行うものとし、連絡の方法については、その都度、利用者とその家族との話し合いに基づき行うものとする。

13 記録の保管

サービスの提供については記録を作成し、5年間保管し、利用者及び家族に限り、要求に応じ記録の閲覧・複写物の交付ができます。但し、複写費用は実費になります。

14 緊急時の対応

- ① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 前項の事故の状況及び事故に際しての処置について記録します。

15 損害賠償

利用者に対する指定居宅支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償を速やかに行います。

16 損害保険への加入

《損害賠償保険内容》

保険会社名	損保ジャパン日本興亜株式会社
保険名	賠償責任保険
保障の概要	居宅サービス・居宅介護支援事業所

17 留意事項

《介護支援専門員の禁止行為》

介護支援専門員は、利用者に対するサービス提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族からの金銭及び物品の授受
- ③ 利用者の家族に対するサービスの提供
- ④ 飲酒及び利用者もしくは家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他利用者もしくはその家族に行う迷惑行為

18 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、利用者とその内容を通知し、利用者又はその家族に同意の確認をいたします。

19 重要事項説明の確認等

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 〒666-0015
兵庫県川西市小花1丁目12-16
株式会社フレアコーポレーション
代表取締役 山本 康二

説明者氏名 守殿 美佐子

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

<住所> _____

<電話> _____

<氏名> _____

利用者家族代表

<住所> _____

<氏名> _____